

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間当時は学生であり、国民年金保険料納付の免除を受けていたが、その納付免除を受けた国民年金保険料については、就職した後に、母が一括で追納した。しかし、国（厚生労働省）の記録上、追納した記録は無く、国民年金保険料免除期間と記録されている。

国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の追納保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金加入当初の昭和43年1月から61年3月までの期間国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しているほか、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録に、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間に係る国民年金保険料の追納について、7年12月19日に申し出られたことが確認できることから、当該期間に係る追納保険料の納付書が発行されていることが推認できる。

さらに、追納申込みが行われた平成7年12月当時、申立人の父は、申立期間の前後は同一事業所に勤務し、一定の収入があったことからすると、申立人の両親の世帯における納付資力は十分であったことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間に係る国民年金保険料の追納については、申し出た記録が無いことから、当該期間に係る追納保険料の納付書は発行されていないことが推認できる上、申立人の母は、「追納保険料に係る納付書は、1枚だった。」

と供述しているところ、A年金事務所は、「申立期間当時、追納保険料に係る納付書は、追納申込期間が複数の年度にまたがった場合、年度ごとに1枚ずつ発行しており、本件の場合、納付書が発行されているとすれば、少なくとも2枚の納付書が発行されているはずである。」と回答しており、申立人の母の記憶とA年金事務所の回答内容に齟齬がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 343

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月まで
20 歳到達時から A 社に勤務するまでの間、継続して国民年金に加入していた。申立期間当時の国民年金保険料は、父親が母親の国民年金保険料と合わせて町内の納税組合で支払っていた。

国(厚生労働省)の記録上、申立期間は未加入期間と記録されているが、昭和 50 年 9 月に資格喪失の手続を行った記憶はないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和 50 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、52 年 1 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、50 年 9 月 1 日から 52 年 1 月 4 日までの期間は国民年金未加入期間として取り扱われているが、申立人は、申立期間前の 48 年 4 月から厚生年金保険の非適用事業所に勤務しており、この間、申立人は他の公的年金に加入していないことから、国民年金の強制加入被保険者であった申立人が 50 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

また、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料について、地区の納税組合で申立人の分及びその母親の分を合わせて納付したと供述しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、納税組合により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間及び昭和 63 年 8 月を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は、36 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料を完納していることからすると、申立期間当時、申立人の家族は納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 10 月から 4 年 7 月までの期間及び 10 年 1 月から同年 12 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を元年 10 月から同年 12 月までの期間は 30 万円、2 年 1 月から 4 年 7 月までの期間は 26 万円、10 年 1 月から同年 12 月までの期間は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで
②平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）が記録する両申立期間に係る標準報酬月額は、A 社から両申立期間において実際に支給されていた報酬月額より低い標準報酬月額で記録されているので、調査の上、両申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成元年 10 月 1 日の翌月である同年 11 月分の給与明細書から厚生年金保険料の控除が開始されているこ

とが確認できることから、申立事業所においては、翌月控除方式で給与から厚生年金保険料を控除していたと推認できることから、申立人が所持する平成元年分の源泉徴収票並びに同年 11 月から 3 年 1 月までの期間、4 年 2 月から同年 8 月までの期間及び 10 年 2 月から同年 12 月までの期間に係る給与明細書から確認できる保険料控除額から申立人の標準報酬月額を、申立期間のうち、元年 10 月から同年 12 月までの期間については 30 万円、2 年 1 月から 4 年 7 月までの期間は 26 万円、10 年 1 月から同年 12 月までの期間は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成元年 10 月から 4 年 7 月までの期間及び 10 年 1 月から同年 12 月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 8 月から 6 年 12 月までの期間については、申立人の所持する 4 年 9 月から 7 年 1 月までの期間に係る給与明細書等から、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれよりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年9月から9年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年9月は30万円、同年10月から9年12月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から10年1月1日まで
社会保険事務所（当時）が記録する申立期間に係る標準報酬月額は、A社から申立期間において実際に支給されていた報酬月額より低い標準報酬月額で記録されているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成元年10月1日の翌月である同年11月分の給与明細書から厚生年金保険料の控除が開始されていることが確認できることから、申立事業所においては、翌月控除方式で

給与から厚生年金保険料を控除していたと推認できるところ、申立人が所持する平成8年10月から10年1月までの期間に係る給与明細書から確認できる保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を8年9月は30万円、同年10月から9年12月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成8年9月から9年12月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年1月から8年8月までの期間については、申立人の所持する7年2月から8年9月までの期間に係る給与明細書等から、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年3月1日まで
申立期間にA事業所（現在は、D事業所）B支社C支所に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、A事業所B支社C支所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所B支社C支所に採用された契機等について、「A事業所B支社C支所に勤務していた者の紹介で採用されて、当初からA事業所B支社C支所で勤務した。」と供述しているところ、当時、A事業所B支社において厚生年金保険に係る事務を担当していた者及び同僚は、「直接、支所で採用された従業員の雇用形態は正社員でなく臨時社員であり、申立期間当時、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述している。

また、前述とは別の同僚は、「私と申立人はA事業所B支社C支所において同一の業務に従事していた。申立人は私とは学歴及び給与が異なっていたと思われるが、私と同様に臨時社員として採用され勤務していたと思う。」と供述しているところ、A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚が臨時社員から正社員に採用されたと供述する昭和23年1月1日において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人をA事業所B支社C支所に紹介したとする者について、同僚は、「紹介者は当初臨時社員として入社し、入社後1年から2年ぐらい経過した後に正社員に採用されたと思う。」と供述しているところ、A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該紹介者が、申立人が

勤務を開始したとする時期より後である昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから、申立人は、A事業所B支社C支所において臨時社員として採用され、厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

加えて、商業登記簿にはA事業所B支社に該当する事業所は無く、当時の役員も確認できず、A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる役員の一人も故人である上、D事業所も当時の状況は一切不明であると回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。